

おらせ

板橋区立男女平等推進センター「スクエア・I (あい)」

「少人数でちょっとした打ち合わせをしたい」「男女共同参画について調べたい」「女性活躍について参考となる資料や本が見たい」等、いろいろな目的で活用できるセンターがここにあります。是非、一度ご来館ください!!

情報資料

情報資料コーナーでは、男女平等参画をはじめ、様々な分野の本・雑誌・DVD等が揃っています。閲覧・貸出(2週間、5冊まで)も行っていますので、情報収集や学習にお役立てください。



団体交流

団体交流室は、情報資料を読んだり、活動・交流の場として利用できるフリースペースです。登録団体の方を中心に一般の方も利用できます。団体の登録要件等は、区ホームページまたは男女社会参画課までお問い合わせください。



相談室

自分自身のこと・家族のこと・仕事のこと・DVのこと・・・
ひとりで悩んでいませんか?電話や面談による相談を受け付けています。まずはお電話ください。

相談室 ☎03-3579-2188



情報資料コーナー・団体交流室

- 所在地
板橋区立グリーンホール7階
- 開館日・開館時間
月～日曜日 9時～21時30分
※施設点検日・年末年始を除く
- 電話
03-3579-2790

男女平等推進センター相談室

- 所在地
板橋区保健所5階
- 相談日時
【総合相談】※年末年始を除く
月曜～金曜日及び第2土曜日の9時～17時
※その他、フェミニスト相談・DV専門相談については相談室までお問い合わせください。

板橋区立男女平等推進センター

No.14

I City

～あいしてい～

この通信は、板橋区立男女平等推進センター「スクエア・I (あい)」が発行しています。

2018年1月31日発行



特集

これって女性だけの仕事?

男女雇用機会均等法が施行されて約30年が経過しました。

妊娠・出産に関するハラスメントの防止措置など、法律の改正がこれまでありましたが、改めてこの機会に「均等な機会と待遇」について考えてみたいと思います。



<I City (あいしてい) に関するお問い合わせ>
板橋区役所男女社会参画課 ☎03-3579-2486



仕事内容や配置、性別は関係ある？

「女性だから」という理由だけで、仕事の内容や配属先を決められている・・・

男女雇用機会均等法では、このような取扱いを認めていません。今号では「性別による職務内容・配置」にスポットを当て、関係条文や事例を紹介いたします。

男女雇用機会均等法では配置や業務配分について次のように規定されています。



労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にとっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすること

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練



「お茶くみや掃除は何で女性だけなの？」「営業や企画立案に携わりたいけど男性の部署だから・・・」など、働く中で感じていることが、実は男女雇用機会均等法に抵触するかもしれません。次ページでは事例を紹介します。



Check!

板橋区では「男女平等推進センター相談室」を設置しています。

性別による配置や業務内容の差別、仕事と家庭の両立や労働条件、セクハラ・職場での人間関係など、女性が仕事をしていく上で困った時に、制度等の情報提供・助言をしながら解決に向けたお手伝いをします。（相談時間等、詳しくは最終頁をご覧ください。）



配置や業務配分について、どのような例があるのでしょうか？

参考資料：2017年版「働く女性と労働法」

1 一定の職務への配置に当たって、その対象から男女のいずれかを排除すること。

営業や企画立案業務を内容とする職務、定型的な事務処理業務を内容とする職務等、一定の職務への配置に当たって、その対象を男女のいずれかのみとする。

2 一定の職務への配置に当たっての条件を男女で異なるものにすること。

女性のみ、結婚していることや子どもがいることを理由として、企画立案業務を内容とする職務への配置の対象から排除する。

3 配置における業務の配分に当たって、男女で異なる取扱いをすること。

男性には通常業務のみに従事させるが、女性については通常の業務に加え、会議の庶務、お茶くみ、そうじ当番等の雑務を行わせる。

4 配置転換に当たって、男女で異なる取り扱いをすること。

男性については複数の部門に配置するが、女性については当初に配置した部門から他部門に配置転換しない。

皆さんが当たり前と思っていることや実際に会社で風習となっていることは、事例の中にありましたか？この機会に、日頃思っていることや感じていることを、男女雇用機会均等法と照らし合わせてみてはいかがでしょうか？

